

特許ニュース

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ月61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

平成29年4月6日(木)

No. 14419 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

- ☆韓国における特許性判断において
進歩性の判断基準と最近の傾向……………(1)

韓国における特許性判断において進歩性の 判断基準と最近の傾向

1. はじめに

韓国では、特許の無効率が高いと言われている¹。韓国で特許の無効率が高い理由の一つとしては、発明の特許性判断において、進歩性が比較的認められていない状況が挙げられる。本稿では、主に韓国での大法院の判決に基づいて進歩性判断の判断基準を調べ、さらには最近の特許法院における判決例を中心

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎬(キム・ソンホ)

心に、実際の判決において進歩性が認められる傾向を紹介する。

2. 韓国での発明の進歩性の判断基準に関する規定

韓国の特許法には、進歩性を有さない発明は特許を受けることができない旨が規定されている。

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。



TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

【韓国特許法第29条第2項】

特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が第1項各号のいずれか一つに該当する発明に基いて容易に発明することができたときは、その発明については、第1項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

韓国特許庁の特許審査に関する基準には、「通常の技術者が特許法第29条第1項各号の1に規定された発明によって容易に発明することができる」とは、通常の技術者が特許出願前公知などとなった発明からの動機誘発によってまたは通常の創作能力の發揮を通じて請求範囲に記載された発明を容易に想到できるか否かであると規定されている²。尚、同審査基準には、「審査官は、出願時に、通常の技術者が直面していた技術水準全体を考慮するように努力すると共に、発明の説明及び図面を勘案して、出願人が提出した意見を参照して、出願発明の目的、技術的構成、作用効果を総合的に検討し、技術的な構成の困難性を中心に目的の特異性と効果の顕著性を参考して総合的に進歩性が否定されるか否かを判断するとされている³。

3. 韓国大法院の判決例から見る進歩性の判断基準と特許法院の判決

(1) 事後的考察の排除

韓国の大法院は、多数の判決において、進歩性の判断の際に、発明の明細書に開示されている技術を知っていることを前提にして、事後的に通常の技術者がその発明を容易に発明することができるか否かを判断してはならないと明確にしている。

【大法院2016.11.25.宣告2014フ2184判決】

「ある発明の進歩性が否定されるか否かを判断するためには、通常の技術者を基準にして、その発明の出願当時の先行公知発明からその発明を容易に発明することができるかどうかを見なければならなく、進歩性が否定されるか否かの判断対象となった発明の明細書を開示している技術を知っていることを前提にして事後的に通常の技術者がその発明を容易に発明することができるか否かを判断してはならない。」

上記の大法院の判決後、韓国の大法院と特許法院は、事後的考察により進歩性を否定してはならないと引き続き判断している⁴。

【大法院2012.8.23.宣告2010フ3424判決】

特許権：韓国特許第1103188号⁵

原告（被上告人）：株式会社ヨンウ

被告（上告人）：エイチシティ・アシア・エルティ
ディ（HCT Asia Limited）

判決文：

…本件第1項発明の「ハウジングに結合され、金属またはセラミックを含み、製品を表面に印加するための印加面を備える蓄熱チップ」は、原審判示の比較対象発明1の「チューブ容器（10）に結合され、製品を表面に印加するための傾斜面（121）を備えるシリコンチップ（120）」に対応するが、これらの構成は、蓄熱チップとシリコンチップの両方がハウジングやチューブ容器に結合され、製品を表面に印加するための印加面または斜面を備えているという点では同一である。しかし、本件第1項発明の蓄熱チップは、金属またはセラミックを含んでいるのに対して、比較対象発明1のシリコンチップは、シリコンを材料としてすることで、相違する。…してみれば、本件特許発明の明細書に開示された発明の内容を既に知っていることを前提にして事後的に判断しない限り、通常の技術者が比較対象発明1から本件第1項の発明の蓄熱チップを容易に導出することができないとすべきであり、そのような事後的判断は、前記のように、許容されないため、結局、本件第1項の発明の進歩性は否定されると言えない。

一方、過去1年間の特許法院の判決においては、事後的考察の排除が主張又は検討された16件の中、7件では進歩性が肯定され、9件では進歩性が否定された。事後的考察を排除して進歩性を認定した典型的な特許法院の判決文の一つとして下記のようなものがある。

【特許法院2016.10.21.宣告2015ホ8288判決】

特許権：韓国特許第1361561号⁶

原告(特許権者)：株式会社LG化学

被告(審判請求人)：ユン・スンヒ(個人)

判決文：

…本件特許発明の明細書を知っていることを前提に事後的に考察しない限り、先行発明1から請求項1を導出することは、通常の技術者にとっては決して容易なことであるとは言えない。…

(2) 発明に至るための動機付けの有無

韓国の大法院は、引用発明の内容中に請求項に記載された発明の示唆がある場合、引用発明と請求項に記載された発明の課題が共通する場合、機能・作用が共通する場合、技術分野の関連性がある場合などは、通常の技術者が引用発明によって、請求項に記載された発明を容易に発明することができる有力な根拠となると見ている⁷。

一方、複数の先行技術文献を引用して特許発明の進歩性を判断する際に、その引用されている技術を組み合わせ又は結合して当該特許発明に至ることができるという暗示・動機などが先行技術文献に提示されているときに、その進歩性が否定されると宣言した判決例も存在する⁸。

【大法院2007.9.6.宣告2005フ3284判決】

「複数の先行技術文献を引用して特許発明の進歩性を判断するに当たっては、その引用技術を組み合わせ又は結合すれば当該特許発明に至ることができるという暗示・動機などが先行技術文献に提示されており、そうでなくとも、当該特許発明の出願当時の技術水準、技術常識、当該技術分野の基本的な課題、発展傾向、該当業界の要求等に照らしてみて、その技術分野に通常の知識を有する者が容易にそのような結合に達することができると認定できる場合には、当該特許発明の進歩性は否定される。」

【大法院2011.2.10.宣告2010フ2698判決】

「発明の重要な構成要素の進歩性の判断に関して、比較対象発明1、2に技術を組み合わせ又は結合すれば上の構成要素に至ることができると暗示・動機などが提示されてもない

事案で、通常の技術者が、訂正された上の特許発明の明細書に開示されている発明の内容を既に知っていることを前提にして事後的に発明の進歩性が否定されるか否かを判断することはできない。」

これらの韓国大法院の判決によって、結合発明の進歩性判断の際に事後的考察を防止するための有用な基準として、先行技術に動機付けの有無が提示されたと評価されている⁹。過去1年間の特許法院の判決においては、多数の判決において先行技術の結合において動機付けの有無が争われていたが、進歩性が否定された判決の方が多数を占めた。

(3) 構成の困難性と発明の効果の関係

韓国の大法院は、進歩性の判断において、(i)効果が実質的に同一であり構成の変更の困難性が認められないため進歩性を否定した判決例と(ii)顕著な効果と構成の変更の困難性の両方を認めて進歩性を認定した判決例とに区分されており、構成の変更の困難性及び増進した効果の両方が認められた場合、進歩性を認めるか、又は、構成の変更の困難性及び増進された効果の両方が認められない場合、進歩性を否定している¹⁰。

(4) 発明の効果の考慮

韓国の特許実務においては、引用発明より優れた発明の効果は進歩性の認定に肯定的に参酌できるとされている¹¹。

【大法院2007.11.29.宣告2006フ2097判決】

「ある特許発明の特許請求範囲に記載された請求項が複数の構成要素でなっている場合には、各構成要素が有機的に結合した全体としての技術思想が進歩性の判断の対象となるのであって、各構成要素が独立して進歩性の判断の対象となるわけではないため、その特許発明の進歩性の有無を判断するにあたっては、請求項に記載された複数の構成を分解した後、それぞれの分解された個々の要素が公知されたかどうかだけを見てはならず、特有の課題解決原理に基づいて、有機的に結合された全体としての構成の困難性を検討しなければならないというべきであり、こ

のとき結合された全体の構成としての発明が有する特有の効果も共に考慮しなければならない」

特許第2項発明は、比較対象発明1によってその進歩性が否定されない。…

(5) 選択発明の進歩性

韓国特許庁の審査基準によれば、選択発明とは、引用発明には上位概念として表現されているが、請求項に記載された発明は下位概念として表現された発明であって、引用発明には直接的に開示されていない事項を発明の必須構成要素の一部として選択した発明を意味する¹²。

韓国の大法院の判決例の中には、選択発明の進歩性を肯定した判決例と否定した判決例がそれぞれ存在する。

○選択発明の進歩性を肯定した判決例：

【大法院2012.8.23.宣告2010フ3424判決】

特許権：韓国特許第195566号¹³

原告（被上告人）：韓米（ハンミ）薬品株式会社
被告（上告人）：イーライリリー・アンド・カンパニー

判決文：

…名称を「薬剤学的化合物」とする本件特許発明の特許請求範囲第2項は、2-メチル-10-(4-メチル-1-ピペラジニル)-4h-チエノ[2,3-b][1,5]ベンゾジアゼピン[以下、その一般的な名称であるオランザピン(olanzapine)〕という]を特許請求範囲とする発明であることが分かる。しかし、原審判示の比較対象発明1には、オランザピンの上位概念に該当する化合物の一般的な式が記載されているので、本件第2項発明は、比較対象発明1の選択発明に該当する。…選択発明に複数の効果がある場合に、先行発明に比べて異質であるか、量的に顕著な効果を有すると言えるためには、選択発明のすべての種類の効果ではなく、そのうちの一部でも、先行発明に比べて、そのような効果を有すると認定されれば十分である。…因みに、上に示したように、オランザピンは、その複数の効果の中からエチルオランザピンと比較して、コレステロールの増加の副作用の減少という異質の効果を有していることが認定されるので、本件

○選択発明の進歩性を否定した判決例：

【大法院2014.5.16.宣告2012フ3664判決】

特許権：(出願番号は不明)

原告（上告人）：ベーリングガーインゲルハイム

被告（被上告人）：特許庁長

判決文：

…名称を「インスリン敏感性を増加させるアンジオテンシンII受容体拮抗剤薬、特にテルミサルタンの用途」とする本件出願発明の特許請求範囲第1項は、「アンジオテンシンII受容体拮抗剤であるテルミサルタン」を有効成分とし、「2型真性糖尿病と診断された人、または糖尿病前期(prediabetes)と疑われる人を治療したり、糖尿病を予防したり、または血圧が正常な患者からのメタボリックシンドローム及びインスリン抵抗性を治療すること」(以下「糖尿病の予防又は治療など」という)をその医薬用途としながら、さらに、その特許請求範囲に「ペルオキシソーム増殖活性化受容体ガンマ(PPAR γ)調節遺伝子の転写を誘導する」という薬理機序も含まれている。…本件第1項発明は、糖尿病の予防または治療という医薬用途に関連して比較対象発明との関係で選択発明に該当しながらも、量的に顕著な効果があると認められない部分を含んでおり、この部分は、比較対象発明によりその進歩性が否定される。…

一方、過去1年間の特許法院の判決においては、選択発明として認定された2件の中、1件では進歩性が認定され、1件では進歩性が否定された。

(6) 数値限定発明の進歩性

韓国特許庁の審査基準によれば、数値限定発明とは、請求項に記載された発明の構成の一部が数量的に表現された発明を意味する¹⁴。尚、請求項に記載された発明が限定された数値の範囲内で、進歩性が認められるための効果は、数値限定範囲

全体で満たされている著しく向上した効果を指し、数値限定の臨界的意義の必要性については、(i) 請求項に記載された発明の課題が引用発明と共に効果が同質である場合には、その数値限定の臨界的意義が要求され、(ii) 請求項に記載された発明の課題が引用発明と相違しその効果も異質である場合には、数値限定を除いた両発明の構成が同一であっても、数値限定の臨界的意義を要しないとされている。

韓国の大法院の判決例の中には、数値限定発明の進歩性を肯定した判決例と否定した判決例がそれぞれ存在する。しかし、過去25年間の韓国大法院の判決において数値限定発明が対象となったのは14件であるが、そのうち進歩性が否定されなかつたのは2件だけだった¹⁵。

○数値限定発明の進歩性を肯定した判決例：
【大法院2010.8.19.宣告2008フ4998判決】

特許権：韓国特許第356960号¹⁶

原告（上告人）：株式会社イーテク

被告（被上告人）：PATENT-TREUHAND-GESELLSCHAFT FUER ELEKTRISCHE GLUEHLAMPEN MBH

判決文：

…本件特許発明の特許請求範囲第1項の原審判決時の構成1～4は、その出願前に頒布された米国特許公報第3,500,118号（甲第7号証）に掲載された「フェライトコアを用いた無電極のガス放電装置」に関する発明（以下、「比較対象発明1」として、原審判示の比較対象発明を「比較対象発明2」という。）に同一の構成が示されており、但し比較対象発明1は、バッファガスの圧力が1 torr～5 torrであり、放電電流が0.25アンペア～1.0アンペアであるのに対し、本件第1項発明の原審判決時の構成5は、バッファガス圧力が0.5torr未満であり、放電電流が2アンペア以上である点でのみ差があるだけである。…第1項発明は、その放電電流範囲の数値限定により、コア損失の減少との比較対象発明とは明らかに異なる効果があるので、たとえ本件特許発明の明細書上、その数値限定の臨界的意義が明

らかに現れてないとしても、本件第1項発明の構成5での放電電流範囲の数値限定の技術的意義は否定されない。そうすると、本件第1項の発明は、通常の技術者が比較対象発明によって容易に発明することができなく、その進歩性が否定されず、…原審判決は、本件第1項の発明は、高い放電電流を低いバッファガス圧力と結合させたものの技術的特徴があると見て、本件第1項の発明の進歩性が否定されないためには、放電電流はもちろんバッファガスの圧力値の臨界的意義すら必要としないとした点で、…発明の進歩性が否定されない原審の結論は正当である。…

○数値限定発明の進歩性を否定した判決例：

【大法院2009.9.24.宣告2007フ4328判決】

特許出願：韓国特許第377232号¹⁷

原告（上告人）：株式会社日本スペリア社

被告（被上告人）：特許庁長

判決文：

…本件特許発明の特許請求範囲第3項と、原審判示の比較対象発明2、3には、共通的に、鈴(sn)、銅(cu)及びニッケル(ni)で組成されたハンダ合金の構成が含まれており、その組成成分は同一であると見るべきであり、但し本件第3項発明は、その判示のように、銅やニッケルの組成比の数値を比較対象発明2、3でよりさらに限定している点で差があるが、本件特許発明の明細書に、これらの数値限定の臨界的意義が記載されていないだけでなく、その数値もその技術分野における通常の知識を有する者が通常的で反復的な実験を通じて適宜選択することができる程度の単純な数値限定に過ぎず、その進歩性が否定されるという趣旨で判断したのは正当で…ある。

※本件は、当該特許が特許異議申立によって取り消され、当該取消に対する不服審判に対する上告事件である。

一方、過去1年間の特許法院の判決においては、数値限定発明であるかが争われた22件の中、3件

では進歩性が認定され、19件では進歩性が否定された。

(7) パラメータ発明の進歩性

韓国特許庁の審査基準によると、パラメータ発明とは、物理的・化学的特性値について、当該技術分野で標準的なものではないか、慣用されていないパラメータを、出願人が任意に創出したり、複数の変数間の相関関係を利用して、演算式でパラメータ化した後、発明の構成要素の一部とする発明を言い、パラメータ発明の進歩性は、発明の説明又は図面及び出願時の技術常識を参照して、発明が明確に把握されている場合に限り判断するとされている。

韓国大法院の判決では、パラメータ発明の進歩性に関して直接判断を行った判決例は見当たらなかった。但し、請求項記載のパラメータを換算した結果、先行発明に対応するものと同一である場合、新規性・進歩性を否定した判決が複数あった。

【大法院2009.9.10.宣告2007フ2971判決】

特許権：韓国特許第359481号¹⁸

原告（被上告人）：ジンタイメタルコリア株式会社

被告（上告人）：高麗（コリヨ）溶接棒株式会社

判決文：

…性質又は特性等により物を特定しようとする記載を含む特許発明と、これと異なる性質または特性などによって物を特定している先行発明を対比する際、特許発明の特許請求範囲に記載された性質又は特性が異なる定義または試験・測定方法によるもので換算が可能で換算した結果、先行発明に対応するものと同一であるか、または特許発明の明細書の詳細な説明に記載された実施形態と先行発明の具体的な実施形態が同一である場合には、他に特別な事情がない限り、両発明は発明の技術的な表現だけが異なり、実質的には同じものとして見るべきであり、これらの特許発明は、新規性を認めることができない。

…名称を「送給性に優れた溶接用ソリッド

ワイヤ」とする本件特許発明の特許請求範囲第1項は、表面に銅メッキ皮膜をし、弹性限比=弹性限/引張強さで定義される最終製品のワイヤの弹性限比を50～88%に調整することを特徴とする溶接用ソリッドワイヤーであって、ここでいう弹性限というのは、永久歪が0.05%に相当する応力という特別な意味として発明の詳細な説明に定義されている発明であるが、比較対象発明1には、表面に銅メッキ皮膜を形成し、引張強度に対する0.2%耐力の比率が81.5～93.3%である溶接用ソリッドワイヤに関する発明が示されていて、0.05%耐力と0.2%耐力の物性値の間に予測することができない急激な変化が存在しないことなどを根拠にして、比較対象発明1の引張強度の0.2%耐力の比率を引張強度の0.05%耐力の比率に換算した結果である64.5～85.1%が、本件第1項発明の上記弹性限比の数値範囲内に含まれる領域であるため、本件第1項発明は、比較対象発明1によって新規性が否定されると判断した…原審のこのような判断は、正当なものとして納得できる。

一方、過去1年間の特許法院の判決においては、前記大法院の判決と同じ考え方によって進歩性を否定した判決が1件あったが、進歩性が認定された判決は見つからなかった

(8) 製造方法によって特定された物の発明の進歩性

韓国の大法院は、全員合議体の判決において、「物の発明の請求項は、発明の対象である物の構成を特定する方法で記載しなければならないので、物の発明の請求項に記載された製造方法は、最終的な生産物である物の構造や性質などを特定する一つの手段として、その意味を有するだけである。したがって製法限定の物の発明の特許要件を判断するに当たり、その技術的構成を製造方法自体に限定して把握するのではなく、製造方法の記載を含む請求項のすべての記載によって特定される構造や性質などを有する物として把握し、出願前に公知された先行技術と比較して新規性、進歩性などがあるか否かを見なければならない。」と判示し

た¹⁹。当該全員合議体の判決によって、製造方法によって特定された物の発明、所謂PbPクレーム発明に対して、その製造方法にのみ物を特定するしかない特別な事情があるか否かに分けて、特別な事情がない場合にのみ、その製造方法自体を考慮する必要がなく、特許請求範囲の記載によって物で特定される発明のみを先行技術と対比することで、進歩性の有無を判断しなければならないという趣旨で判示した既存の大法院の判決は変更され、PbPクレーム発明は、「特別な事情」によって区別せずに、物の発明としてみる、所謂同一性によって解釈される²⁰。

過去1年間の特許法院の判決においては、PbPクレーム発明として特許性が判断された11件の中、1件では進歩性が肯定されたが、8件では進歩性が否定され、2件では所謂拡大された先願主義によって特許性が否定された。

(9) 阻害要因がある場合の進歩性

韓国特許庁の審査基準には、進歩性を判断する際に考慮されるその他の要素の一つとして阻害要因が挙げられている。同審査基準によると、先行技術文献が、その先行技術を参照しないように教示し、つまり通常の技術者にとって出願発明に至らないように阻害するならば、その先行技術が出願発明と類似しているとしても、その先行技術文献によって当該出願発明の進歩性は否定されない。但し、先行技術文献において、先行技術が劣っていると表現したという事実だけでは阻害要因とすることができない²¹。

韓国大法院の判決の中では、当事者が阻害要因があると主張したが、これを受け入れず、先行技術に阻害要因はないことと認定した判決があるだけで、阻害要因の存在が主な理由になって進歩性を認めた判決は見当たらない。

【大法院2002.10.22.宣告2001フ3255判決】

「本件特許発明は、引用発明2に比べて「眼病治療用」の用途を「耳病治療用」に差し替えた差しかないところ、…(引用発明2に記載された「貼眼用にのみ使用すること」という表現は、その製品が貼眼剤で許可を受けた理由により、医薬品の誤用を防ぐための通常の表現に過

ぎないことと見られるので、製品説明に上記のような記載があるからと言って、貼耳剤としての専用に「否定的な示唆」をすることと見られない)、目が耳よりも粘膜が敏感で製剤化の条件も厳しく、一般的に貼眼剤として使用する場合には、無菌処理、異物削除、緩衝性の確保などの厳しい条件が前提になければならないはずなのに、一度貼眼剤として使用可能であると承認された製品を貼耳剤に転用することは、上記のような付加的な規制条件に対してそれほど高度の考慮が必要ない点、オフロキサシンが、他の抗菌剤に比べて安定性が高い点などを総合すると、当業者としては貼眼剤として使用されているオフロキサシンから貼耳剤として使用することを考えることは容易であるとみられる。」

一方、過去1年間の特許法院の判決においては、2件の判決において阻害要因が主張されたが、1件では進歩性が肯定され、1件では進歩性が否定された。進歩性が肯定された判決を紹介する。

【特許法院2016.2.5.宣告2015ホ4125判決】

特許権：韓国特許第354072号

原告（請求人）：株式会社セウテック

被告（被請求人）：株式会社シンフン精密

判決文：

…請求項8の構成2と比較対象発明2の対応構成はすべて、印刷用紙のロール径の変化に基づいて消尽状態を検出する印刷用紙検出手段（紙終了検出手段）として、印刷用紙検出手段（紙終了検出手段）がフレーム上で移動可能である点では一致している。…両発明は、検出手段の数と検出方式と移動方向が互いに異なる…原告は、…比較対象発明2、3は、複数の検出手段を備えていなくても、一つの検出手段だけで同じ効果をおさめながらも構造を簡素化することができるることを明らかにしたのであって、複数の印刷用紙検出手段の導入を排除する否定的な教示と見ることができないという趣旨で主張している。…しかし、原告が指摘する部分を含めて、比較対象発明2、3の明細書の記載全体を見てみると、比較対象発明2、3はすべて、複数の

印刷用紙検出手段を設置することが技術的に不可能ではないが、そのようにすると、プリンタの構造が複雑になり、製造コストが増加するという問題点があることを初頭で明らかにする一方、それ以降は明細書全体において一つの印刷用紙検出手段のみを設置する構成とそれによる効果の優位性だけ説明している。したがって、通常の技術者が上記のような明細書の記載を見て、プリンタに複数の印刷用紙検出手段を設置しようと試みると見るのは難しく、むしろ複数の印刷用紙検出手段の設置に関する否定的な教示として受け入れる可能性が高いと見るべきなので、原告の上記主張は受け入れることができない。

※原告は大法院に上告したが審理不続行棄却され、当該判決は確定された。

4. 最近の特許法院の進歩性判断の傾向

韓国で過去1年間、特許法院において進歩性の判断がなされた判決を239件調べた結果²²、56件において進歩性が肯定され、23%程の割合を示した。

進歩性が肯定された判決において、進歩性を肯定するための主張として最も認定されたのは事後的考察の排除であり、過去1年間、16件の中、7件の特許法院の判決において進歩性が肯定され、44%程の割合だった。一方、進歩性が肯定された56件の中、選択発明や数値限定発明は、それぞれ1件と3件に留まった。

¹ 「IPノミクス特別企画・特許強国への道」電子新聞、2017年1月17日

² 韓国特許庁、「特許・実用新案審査基準(2017.3.1)」、p3302

³ 韓国特許庁、「特許・実用新案審査基準(2017.3.1)」、pp3303-3304

⁴ キム・ウォン(2016).「特許進歩性判断の過去・現在・未来」法律新聞、2016.11.14

⁵ ファミリー日本特許：特許第4875023号、第5463337号、第5844828号

⁶ ファミリー日本特許：特許第5888757号、第5633851号

⁷ 韓国特許庁(2017).「特許・実用新案審査基準

(2017.3.1)」、p3307

⁸ イ・ホイギ(2011).「発明の進歩性判断の方法(大法院2007.9.6.宣告2005フ3284判決)」韓国特許法学会、2011.11.15

⁹ キム・ジェワン(2012).「結合発明の進歩性判断の基準」特許判例研究(改訂版)、バクヨン社、2012.04.15

¹⁰ ジョン・チャホ(2011).「進歩性判断：構成変更の困難性、その後効果増進(大法院2006.10.12.宣告2006フ1490判決)」、韓国特許法学会、2011.11.15

¹¹ 韓国特許庁、「特許・実用新案審査基準(2017.3.1)」、p3315

¹² 韓国特許庁、「特許・実用新案審査基準(2017.3.1)」、pp3316-3317

¹³ ファミリー日本特許：特許第2527860号

¹⁴ 韓国特許庁、「特許・実用新案審査基準(2017.3.1)」、p3317

¹⁵ キム・テヒヨン(2012).「数値限定発明の進歩性判断方法論」特許判例研究(改訂版)、バクヨン社、2012.04.15

¹⁶ ファミリー日本特許：特許第4195483号

¹⁷ ファミリー日本特許：特許第3152945号

¹⁸ ファミリー日本特許：特許第3071774号

¹⁹ 大法院2015.1.22.宣告2011フ927全員合議体判決

²⁰ オ・スンファン(2015).「一般論文：製法限定物発明(Product-by-Process)請求項の特許要件の判断対象及び解析方法に関する考察 - 大法院2015.1.22.宣告2011フ927全員合議体判決を中心に-」KHUグローバル企業法務レビュー、慶熙大學校法学研究所、2015.12.16

²¹ 韓国特許庁、「特許・実用新案審査基準(2017.3.1)」、p3327

²² 韓国特許法院の判決は、韓国大法院が提供する判決検索ソフトウェア(ボッ・プロウル2017)を利用して調べた。韓国特許法院の判決文は、ボッ・プロウル2017に、韓国特許法院がホームページ上で提供する判決データの2016年1月から2017年2月までの分を入れ込んで検索を行った。但し、実際に韓国特許法院が出した判決の数は、本稿で調べた判決より多い。